

(議長)

1時になりましたけども、若干今調整のため、1時30分まで休憩を致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第5、報告第1号、平成26年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、平成26年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成27年度に繰越して使用しようとする予算について、別紙計算書の通り繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは議案書の方、2頁、3頁の方、お聞き願いたいと思います。本年3月の第1回定例会におきまして、補正の議決併せまして繰越明許の議決を頂きました事業につきまして、法令等に基づきまして報告するものでございます。全部で15件ございまして、事業の内容につきましては、先の3月定例会におきましてご説明申し上げておりますので割愛させていただきます。また、金額、財源等につきましても記載のとおりでございますので宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

質疑希望ありませんので、質疑を終結、誰言った。

「小笠原議員」。

「小笠原淳夫議員」

農業資産について質問致します。天下の道新によると、農家の収入補正ってことで出ておりましたけども。そのことは何か6月中に納めますよってそんなことであつたけれども、この件について

は議会に何の報告も無いんで、敢えてあの質問するんだけども。総体的に江差町の金額はどの位くるのかなという、その額と、それからその契約年月は何ヘクタールなのかと、そしてそれに該当する農家戸数は何戸なのか、簡単にちょっとあの説明求めます。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」

はい、あのそれでは私の方からちょっと簡単に、制度含めてご説明しますけども。農家の収入が減少した場合ということなのですが、米や麦等の価格が下落しまして、収入が減少した時に、収入減少影響緩和対策、通称ならし対策と言いますけども、この国の措置で、収入額、減額した収入額の9割を補てんしましょうという、制度がございます。今あの小笠原議員からご指摘、質問あった部分については、この制度に係る部分ということでご報告させていただきますと、江差町の26年度の該当者、該当者っていうのは認定農業者ということになります。江差町にあの米を作付されている農家が全部で73戸ございますけども、そのうち認定農業者に該当する方が20件、20戸ということになります。20戸で、実は昨年度の該当でされる方が20件ございますけど、そのうちですね、金額でございますが、振込された総額でいきますと、941万円少々でございます。941万1千円程度でございます。単価あたりの面積で、割り返しますと、先程言いました通り、標準収入額、あの、は10アール当たりでございますと、11万2千円ということになりますが、26年度の場合、収入額が9万7,482円ということで、減額が10アール当たり1万5,341円ございました。これ掛ける9割ということで、たん当たりでございますと、1万3,800円ですね、支給ということになってございます。支給日につきましては、交付額と返納額ということで分かれておりますが、交付額につきましては、5月の29日に支給になってございます。返納額もつぎまして6月の2日付けで2回に分かれてですね、支給になっているという現状でございます。以上でございます。

(議長)

はい、いいですね。

他に質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんので。

あの議題が、これからのことで、まだ統計上まだ出ておりません。よってですね、小笠原淳夫議員の質問については1問までということにしたいと思えます。ご理解の程、宜しく願い致します。他に質疑希望ありませんか。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

報告第1号、これをもって報告済みと致します。

(議長)

日程第6、報告第2号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに採決したいと思いますが、質疑希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
報告第2号については、これをもって報告済みと致します。

(議長)

次に日程第7、議案第1号、江差追分会館条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差追分会館条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の一部改正は町民が町の歴史と文化に親しむ環境づくりのため、江差追分会館の施設観覧料について、江差町民は全て無料とする等の条例改正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「追分観光課長」。

「追分観光課長」(補足説明)

それでは、議案第1号について、私の方から説明をしたいと存じます。議案書では6頁、資料では1頁から2頁をお開きください。資料1頁から説明をさせていただきます。江差追分会館条例の一部改正の概要ですが、江差追分会館及び山車会館の施設につきまして、江差町民は無料とする改正内容でございます。その統一的な目的は、町民が歴史と文化に親しむ環境づくりを育むということでございます。江差追分会館は、江差追分を通じた町民交流施設として位置づけ、江差追分の魅力を町民に浸透、拡大していくことを主眼としております。条例改正の新旧対照表ですが、資料2頁をご覧ください。江差追分会館条例ですが、第7条の使用料、第2項に別表1の区分に掲げる観覧料について、江差町民は無料とする、を新設する内容であります。以下、第3項では前項を第1項に変更するという内容でございます。最後に附則としまして、条例の施行日を平成27年7月1日としたところでございます。説明につきましては以上の通りです。ご審議方宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「室井議員」

議長。議長、動議。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

ただいまあの説明ありました議案第1号についてですね、修正動議を出したいと思いますので、議長あの許可を頂きですね、その提案理由を申し上げたいと思いますが、如何でしょうか。

(議長)

はい。室井議員より今修正動議がありました。修正動議については、会議規則に基づき、案を添えて文書で議長に提出することになっておりますので、提出をお願い致します。

「室井議員」

あの議長、宜しいですか。

(議長)

暫時休憩致します。

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

ただいま、室井議員より修正動議がありました。動議成立をしております。よって、修正案について提出者の説明を求めます。

「室井議員」

はい、議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

はい。じゃああの簡潔に、何点か思いを込めて説明したいと思います。まず、あの町長の、あのそういう歴史の町に持ってくと、この方向はですね、私は否定するものではありません。是非そういう方向に、やらなきゃならないと、こう思っております。しかしですね、私議員やって20年経ちます。この10年間、全くですね、財政再建のためのですね、10年間であります。私の地区の思い、それと議会での町のことと思って色々なこと提案してもなかなかですね、財政問題の関係上ですね、思うように議会活動が出来なかった、という思いがあります。今回のですね、江差町民は無料にする、という条例提案ですね、まず一つですね、絶対欠けているものがあるんですよ。何故無料なのですか。統計が、とってないでしょ。こういう風にすると、もっとお客さんが入るよ、もっとなるよ、観光客のこと、全く触れてないです。それで冒頭ですね、いきなり無料というのは、ちょっと強引過ぎるんでないですか、という思いで私はあります。まず、何故入館者が少ないのか、その分析がなされていないってことがまず一つあるのでないのかなと。そして、今後、この私、今日、今回の修正案はですね、敢えて時限立法にしています。来年の3月31日までの時限立法です。そして統計をとってですね、こういう風にやったら江差町民が多く来るようになった。観光客も多く来るようになった。その後、じゃあこういう風に対応しようというのが、一つの流れでないかなと思っております。

議長、それでですね、議案第1号の説明をして、皆さんお手元に配布している、説明して宜しいですか。

(議長)

はい。

「室井議員」

はい。議案第1号、江差追分会館条例の一部を改正する条例に対する修正案、議案第1号、江差追分会館条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

「江差町民は無料とする」、無料とするを、「パスポート制(1家族年間1,000円)」に修正する。附則、この修正案は平成27年7月1日より施行し、平成28年3月31日に限りその効力を失う、以上でございますので、議員各位のご賛同を願いたいと思います。

(議長)

はい、ただいま説明がありました原案と修正する案に対する質疑を許します。質疑希望。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。何点か質問致します。まず、これだけではパスポート、具体的にどういう風にやるのか。

もちろん一般的には規則等に委任されるということだと思いますが、しかし、条例を改正するとなれば条例の一定の形を説明しなければならない。つまり、規則等に謳われるであろう内容についても、当然、趣旨説明の他に、背景的にはあの説明しなければならないと思います。そういう意味でまずそのパスポート、一定のカード的なもので、家族、家族としますと、もちろん1家族1人も居れば、4人、5人も居る。全員の家族をおさえて、それで年間1,000円ですよ、と。1家族Aさんが行っても、Bさんが行っても、Cさんが行っても、そのパスポートがあればいいですよと、きっとそういうことなんだろうと思いますが。そのパスポートを作るとして、例えば7月1日から施行です。7月1日まで具体的にどの位の予算で、それからどういうパスポート、名前の確認、その都度確認するのか、パスポート無くしたらどうするのか、等々について、まずそれを説明して頂きたい。で、もう一つ。町側から提案されたことについて、これは私は必ずしも財政の部分で今の江差町の財政からみて、これはもう少し様子みなければならない、というように判断するだけの材料は今の条例修正案の提案者からは明確に出ていない。今、これだけの金額を減額されて、そうすると今の財政健全化の途上でこれだけの影響が与えられるのではないか等について、もう少し詳しく説明して頂きたい。まず2点です。

(議長)

これはですね。室井議員と追分観光課長に答弁をお願いしたいと。

「小野寺議員」

何で。

(議長)

修正案に対してか。

「室井議員」

よろしいですか。

(議長)

ちょっと待って。小野寺議員の今質問は修正案に対しての質問でしょ。だとすれば、修正案は室井議員でないんですか。ね、まず、室井議員に答弁をお願い致します。

「室井議員」

はい。あの、今あの小野寺議員にざつぱらんに言いたいと思います。私はあの5月の臨時議会ですね、第2回の臨時議会、議会運営委員会の席上、また照井町長にはね、先週、こういう修正案を出す可能性がありますよ、と私は言ってありますよ。今日、この議場に来て、思いついて質問したんでないので、修正案出したんでないですよ。パスポートだってですね、別に私は何度

も言っていますよ。最初から、100パーセント良くてスタートしなくてもいいから、やっていけばいい。しかも言っていますね。あえて時限立法にしたのは、照井町長の思いが、4月1日から、来年のですね、なるかもしれない。だけど、統計なりきちっとしたデータをとって、町民に、無料ですって説明しても納得できるようにするべきだと。パスポートですね、調べようと思ったら申込とってで、出来ないわけないです。だから7月1日書いていますけども、例えばですね、それが8月1日になったって私は構わないっていう位の思いでおります。

それと二つ目、財政。たいした金でない。ね、何でもタダならいいのですか。何でも。小野寺議員は午前中の質問で、水道料金は下げるべきだと、私も町の水道料金は絶対上げるべきでない。これ以上上げるべきじゃないと思っていますよ。そういう思いからですね、議長聞いていますか。そういう思いから、今、全部、財政が少し良いからといってですね、こういう無料、無料、さらに安く安くっていくと、今、中学校の校舎の償還始まりませんか。いつから始まるんですか。多大な年間、基金、償還しなきゃなりませんよ。いきますよ、かなり。財政のことだけで言っているのではないですよ。思いとすれば、町民も、少し位のお金だっというかもしれませんけど、負担するものは負担していきましよう。そういう思いでおりますので、あの決して小野寺議員ですね、高額なものを、私、提示したわけでありませんので、その辺はご理解してもらいたいと思います。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。まず1問目ですが、基本的には答えてないんです、1問目。あの具体的にどうするかっていうことです。それで、1問目に関して場合によっては8月1日で良いっていうのだったら、8月1日で出し直さなければならぬ。この修正案そのものが取り消してもらおうということになると思うんですが。これはあくまでも7月1日ですから、7月1日で聞かざるを得ない。あと1カ月もない今の時期に、繰り返しません、結構面倒くさい。改めて、その手続き、手順、先程従前から説明しているとすれば尚更、尚更、一定のひな形等もきつとあると思うんです。そこら辺、いずれすぐ規則等、要綱等作らなければならぬ。とすると、できればそれを示して欲しい。そうしなければ、私たちこの、いわゆる厳密に言えば修正案は条例に対する修正案です。しかし、それを担保するものが無ければ、賛否の判断がしようがない。というのが1点目、再度確認したい。

2点目。金額的にたいしたことないんだとすると、財政再建云々ということは、理由にはあまり大きくならない、と思います。とすれば、結果的にはただパスポート制有りきということなのか、改めてその財政との絡みについて、もう少し私共に解りやすく説明して頂きたい。2点です。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。まああの提案者ですから答弁します。あの細則無いって言いますがね、これは広報でも何でもですね、使えば、別に町民に周知することは、北海道新聞、函館新聞にも折り込みでも入れると、こういうことやりますってなれば、周知されるのでないですか。それ全部提案者がやんなきゃならないってということにならないでしょ。行政だってそういう風になったら、やんなきゃならないんでないですか。だから私は出来ないことないと思いますよ。でも、ね、思いとして行政の通常業務で大変だったらいいですよ、延びてもいいのでないですかっていう、私は優しい気持ちで今答弁しているわけです。

それと財政の問題。これはまああの、金額がね、大とか多いとか少ないとかいう問題でなくて、やっぱりお金で苦勞している人はね、少しでもね、収入が欲しいんですよ、少しでも。ね、私はそういう思いから言っているわけですよ。ね、千円の問題だってですね、1家族ですから、本当に追分のことを思ってやるんであったら、家族一同で千円ですから、その位負担してもいい、それが財政的に好転するとか、駄目になるとかそういうレベルで無いってことはですね、これは、私は江差町の町民の方が、もっと理解するのかなと私はそういう風に思いますので、答弁不足かもしれませんが、今、答えられるのはその位の範囲だと思います、はい。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

本来であれば議事進行したいところですが。再再質問でいきます。私は、周知方法を聞いたのではありません。周知方法はこれまた限られた時間でどうするかと言ったら別な問題になるかもしれませんが。私は周知方法の以前の問題。具体的にどうするのか。一般的には、当然、修正案、提案者の趣旨をきちっと呈したものが、もちろん仕事するのは、修正案が通ったとすれば、仕事するのはどこだ、こっちか、あの事務方です。しかし、このパスポート制(1家族年1,000円)だけでは設計できない。これだけでは設計図ができない。建物でいうと。つまり私としては、何回も言いますが、当然こういうものを出す場合はそれを裏付けするものが条例案の修正案件ではないにしたって、それを説明するだけのものを出さなければならない。どういうパスポート、もっと言えば印刷にどれだけ金かかるかとか、日程的に印刷かけて、で、そういうものが無いと我々はこの修正案だけではちょっと審議しようがないということを聞いたんです。ですから先程は答弁がない。ついでに言いますと、8月1日ということは何回も繰り返すんだとすれば、やはりこれは撤回してもらうしかない。以上です。

「室井議員」

はい、議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

あのまあ言おうと思えばたくさんあると思います。私はあの別に立派なですね、印刷屋さん頼んだ立派なパスポート作れとか全然思っていないから。4,000戸ですね。江差町。まああのそういう思いを、広報さえ出来れば私は、職員の皆さんは出来るなど私はそういう判断しています。それとあの小野寺議員ですね、答弁なされてないって言いますけどですね。私は、思いは、考え方は伝わっているのですよね。伝えているつもりなのですよ。考え方は。後はそれはやるかやらないかはですね、それは町の考え方ですよ。私はそれだけは言うておきます。だから私はただ、温情的に、そんなね、今日やってさあ明日からやれとか、そういうのは多少考えてもいいと言いますが、それが8月1日にかからだと私は何も何とか、何とかした8月1日に延ばしてもいいのだよということではなくて、最悪の場合はそういう方向もあるということですから、それは皆さんに理解してもらえらると思うんですが。以上です。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので。

「大門議員」

議長、議長。

(議長)

はい、「大門議員」。

「大門議員」

あの今のこれ我々の方の問題で話合われていますけど。今の室井議員の方からありましたあの正式にちょっとこの辺の見解きちんとして頂きたいんですが。この文章が7月あの小野寺議員から7月1日これちょっと私要領得ませんでしたので7月1日ということで提出されていると。これは正式なもし8月ということを目指するんであればこの文章を変えなければ正式にいかないよということが一つありました。これちょっと確認してください。

それとあのもう1点は今、室井議員の思いついていうのは、私はその思いついていうのは伝わりましたが、これを今議論されているのは行政側の思いがあれば出来ることだって仰ったんですが、これは今我々の議員に問われていることですね。その辺のところちょっと議長整理してあのしてくださいませんか。

(議長)

今、室井議員。この7月1日を8月1日ということでもいいというような質問がございましたけども、この辺について、室井議員からも答弁をお願い致します。

「室井議員」

議長、もしそこまで言うんであったら、私の提出した7月1日、これです。これでいきます。

(議長)

7月1日ということがございます。はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。他に質疑希望ありませんので、質疑は終結致します。

(議長)

これより討論を行います。討論希望ございませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

そこか。

(議長)

ここで。

「小野寺議員」

今出たばかりですので、今質疑させて頂きました。私は今の江差の観光をどうするか、それから財政をどうするか、という意味ではある意味提案者、室井議員とも重なるところは十分にあると私も思っております。それから先程の室井議員の趣旨説明、それから私の質問に対する答弁の中身でもまた違った角度で論議すると、もちろん一致点も見いだせるのかもしれませんが、しかし、ことこれは地方自治法上に基づく、それから江差町の各条例、規則等々に全部照らし合わせて厳格にやらなければならない条例改正であります。そういう意味では一つ一つきちっと我々議員が判断する。もしくは、町民の皆さんにそれを知らせなければならない。そういう意味でも改めてやはりしっかりと説明するものでなければならないと思います。結論的にいうと、提案者の説明、それから私の質問に対する答弁も含めてやはり修正案の説明、それから理由としては、私は耐えられるものではないと思います。1、2言います。

1つは、先程言いましたけれども、趣旨説明の部分でももちろん条例を修正して議決するのはあくまでも条例の案文です。しかし、実際にそれを施行するとすれば、それをどうするか、いわば設計図です。それは当然、町側が提案するとすれば、提案者、議員が修正するとすれば、議

員側からしっかりとその背景的なもの、設計図的なもの、スケジュール的なものも最低限、文書で出すのが難しいにしても、口頭で一定の私たちに納得できるものも説明して頂かなければならない。しかし、基本的にはない。これだけでも私は賛成するわけにはいかない。

それから2点目。今回、町側の提案、これは前に議員協議会でも説明ありましたけれども。大きな観光行政、江差町としてどう町づくりするか、それから町民がどうやって文化財、観光資源に繋がるか、参加型の町づくりしてくかという意味で、私は大きな考え方が今回の条例に出ているとっております。もちろん、財政ということは大事な問題ですけれども、これは今後、これによって私は観光対策、町民が自分たちの文化財を大切に作る、そしてその文化財を町外の人達にもそういうことを発信できるという意味で私は、これはプラスに出来ると思っております。単純に金額云々ということには私はならないなと思っております。提案者の部分でいくと、逆の部分。これは明確に今の財政のことについてしっかりと言わなければ私はならないと思っております。数字的なものは結果的には明確になっていない、という風に思います。

そういう意味で、私は2つの先程の質疑もありましたけれども、2つのことで今回提案者から説明ありました修正案に対しては反対の立場で討論を致します。

(議長)

他に討論希望ございませんか。なしと認め、直ちに採決致します。

ただいま室井議員より提出されました修正案について、賛成の方の挙手を求めます。

はい、賛成多数であります。よって修正案については可決されました。

暫時休憩致します。

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

ただいま修正案が可決されました部分を除く原案について、賛成の方の挙手を求めます。

原案に賛成の方。修正案でなくて。4名。これでいいのだな。

(議長)

今、修正案を除くものの賛成者を求めて4人ということに。

(議長)

修正案は可決されましたけれども、修正案を除く部分の原案について、賛成の方の挙手を求めます。それでいいということだな。提案の原案だから。はい。

(議長)

よって修正案を修正の部分を除く原案に原案は否決されました。で、いいのだな。
暫時休憩します。

(休憩中)※事務局より原案の修正案を除く部分の議決について説明。

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

ただいま、修正案を可決した部分を除く原案について、賛成の方の挙手を求めます。

「小野寺議員」

さっきのは取り消すの。

(議長)

さっきのやつは取り消し。すいません。

「小野寺議員」

取り消すこときちっと諮らないと。

(議長)

はい、先程の審議頂きましたことは取り消し、再度やり直し致します。

(議長)

取り消していいですか。

(「はい」の声)

(議長)

いいものとして進めます。

ただいま、修正案を可決した部分を除く原案について賛成の方の挙手を求めます。

ほら手挙げる人わかんなくなるのだ。

「飯田議員」

議長、休憩してきちっと議運で整理。

(議長)

暫時休憩。

(休憩中)※議会運営委員会開催。

(議長)

それでは、休憩を閉じて再開致します。

(議長)

ただいま修正、修正可決致しました部分を除く、議案第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

はい、挙手多数であります。よって修正、修正を可決した部分。

挙手全員であります。全員か本当に。

修正案は可決されました。はい。次どこだ。

(議長)

次、日程第8、議案第2号、江差町文化財建造物施設管理条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第2号、江差町文化財建造物施設管理条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の一部改正は町民が町の歴史と文化に親しむ環境作りの為、旧中村家住宅、旧関川家、旧檜山爾志郡役所の施設観覧料について、江差町民は無料とする等の条例改正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

追分観光課長、「社会教育課長」。

「社会教育課長」(補足説明)

議案第2号、江差町文化財建造物施設管理条例の一部を改正する条例につきまして、私の方から説明させていただきます。

議案8頁をお開きください。教育委員会で管理しています、重要文化財旧中村家住宅、道指定有形文化財旧檜山爾志郡役所庁舎、町指定有形文化財旧関川家別荘の3施設につきまして、江差町民の入館料を無料とするための条例改正についての提案になります。

定例会資料の3頁で説明させていただきます。元来、江差町文化財建造物施設管理条例では、新旧対照表の右側の改正前のおり、現在の条文でも入館料を無料とする条項が入館料を定めた別表に備考という形で定められております。今回、左側の改正後の方を見て頂きたいんですが、備考の1番(1)に、「江差町民」を追加致します。元々の(2)から元々の(1)から(4)につきまして、1つずつ繰り下げます。改正前の(5)「市内に存する小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒」、この項に関しましては、江差町民になりますので、削除という形になります。また、(3)と(4)の文言について、一部修正を加え整理させて頂いています。最後に、議案の方、附則として、条例の施行日を平成27年7月1日としてございます。説明については以上です。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、江差町文化財建造物施設管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。多数か、全員だな。

よって、議案第2号については、原案のおり可決されました。